

# II 各論

## 第1章 計画の基本目標

本計画では、「暮らし満足No.1のまちづくり」の実現に向け、第3次中津市地域福祉計画の振り返りを踏まえ、次の4つの基本目標を引き続き体系的に展開していくこととします。

### 基本目標1 生き生きと暮らせるふれあいのあるまちづくり

地域の活性化のため、年齢の違いや障がいの有無に関わらず、すべての地域住民が集える世代間交流の場づくりや各地区の身近な場所に気軽に集える交流の場づくりを支援し、地域における集会所等の交流の場を利用した高齢者の健康づくりや生きがいづくりの支援を行います。また、地域福祉ネットワーク協議会の立上げや活動の継続支援を行います。

### 基本目標2 助け合い・支え合いのまちづくり

地域におけるボランティアの担い手や地域リーダーの発掘や育成、住民型有償サービスへの支援により、地域福祉活動の充実に向け支援します。また、認知症になっても、安心して暮らせる地域とするため、認知症サポーター養成講座の支援を行います。さらに、年齢に関わらず経済的に困っている家庭への支援の充実を目指します。

### 基本目標3 人にやさしく、暮らしやすいまちづくり

すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指すため、高齢者や障がいのある人への理解を深め、差別の解消をすすめ、生活環境の整備を支援します。また、子どもが健やかに成長できる子育て支援の充実により、子育てしやすいまちづくりを目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て相談・支援体制づくりを行います。

### 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

いつどこで起こるか分からない自然災害に対し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指すため、災害時の情報伝達の充実と強化を図るとともに、地域防災力の強化を図ります。さらに、地域の自主防災組織の組織化を支援し、組織運営のサポートを行い、防犯・防災における地域の見守りの体制づくりを推進します。また、だれもが安心して暮らし続けるために、地域の状況に応じた住環境の整備や、移動手段の確保による支援を行います。

## 第2章 施策の体系図

本計画の施策体系を、以下のとおり定めます。これらの施策を総合的かつ計画的に、互いに連携を図りながら推進します。

| 基本理念                       | 基本目標                     | 推進する施策                    | SDGsの取り組み  |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|--|
| 誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりをめざして | 1. 生き生きと暮らせるふれあいのあるまちづくり | 1 高齢者や障がい者の生きがいづくりを支援します。 |     |
|                            |                          | 2 子ども同士の関係づくりを支援します。      |   |
|                            |                          | 3 子育て世代・保護者の支援に努めます。      |    |
|                            |                          | 4 世代間交流の活動を支援します。         |      |
|                            | 2. 助け合い・支え合いのまちづくり       | 1 ボランティア活動の推進を支援します。      |   |
|                            |                          | 2 ひとり暮らしの高齢者等の生活支援に努めます。  |     |
|                            |                          | 3 困った時に支え合う仕組みづくりに努めます。   |     |
|                            | 3. 人にやさしく、暮らしやすいまちづくり    | 1 包括的な支援体制づくりに取り組みます。     |    <br>  |
|                            |                          | 2 成年後見制度の利用促進に努めます。       |    |
|                            |                          | 3 障がい者福祉の推進に努めます。         |    |
|                            |                          | 4 ひきこもりの人の支援に取り組みます。      |   |

|                       |                        |  |
|-----------------------|------------------------|--|
| 4. 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり | 1 防災の取り組みを推進します。       | 11 住み続けられるまちづくりを<br>   |
|                       | 2 空き家対策に努めます。          | 11 住み続けられるまちづくりを<br>   |
|                       | 3 バリアフリーの推進に努めます。      | 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  16 平和と公正をすべての人に    |
|                       | 4 生活環境（ゴミ）問題解消に努めます。   | 11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任   |
|                       | 5 防犯・再犯防止推進活動に努めます。    | 1 貧困をなくそう  2 飢餓をゼロに  3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に  |
|                       | 6 地域住民の移動・外出支援に取り組みます。 | 3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを    |

## 基本目標1 生き生きと暮らせるふれあいのあるまちづくり

### 推進する施策1 高齢者や障がい者の生きがいづくりを支援します。



#### 【現状と課題】

高齢者の増加に伴い、高齢者の自己実現のための活動の場づくりや健康寿命を延伸することは増々重要になっており、加齢に伴う心身の機能の低下予防や高齢者一人ひとりが日々の生活に生きがいを感じ、健康で豊かな生活をおくるための施策を推進する必要があります。また、障害者施策の分野では、障がいがあることによって暮らしにくさを感じることがないまちづくりが求められています。そのために、障がいのある人すべてについて、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される必要があります。

#### 【目指す姿】

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、既存の施策を継続実施するとともに、助け合い・支え合いの地域づくりを推進します。また、障がいのある人もない人も共に地域で生活し活動できる社会をめざす「ソーシャル・インクルージョン」の実現のため、様々な施策の具現化に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

- 「元気！いきいき☆週一体操教室」等を通じて、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの支援を行います。（介護長寿課）
- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業として高齢者の健康状態不明者への訪問及び健康教室の開催に取り組みます。（保険年金課）
- 生涯学習教室、女性学級、公民館講座において、知識や技能を高める学習や、社会的な課題を学ぶ講座、健康増進の講座等を実施します。（生涯学習推進室）
- 「地域活動支援センター」を3カ所整備し、障がい者の居場所づくりや地域に密着した交流の場を提供します。（福祉支援課）

## ■ 推進する施策2 子ども同士の関係づくりを支援します。 ■



### 【現状と課題】

「人と関わりたい」という、人間の根源的な欲求のような部分が今の子どもたちに育ちにくくなっています。かつては近隣の子ども同士の交流や家庭の中でのきょうだい同士の交流の中で遊びを通して自然に身につくものでしたが、地域の人間関係が希薄化し、少子化によってきょうだいがいない子どもが多くなりました。子どもが「人と関わる」ことに自然と慣れ「人と関わりたい」という思いを育める社会づくりが求められています。

### 【目指す姿】

集団での活動やふれあいにより、子ども同士が人間関係づくりを経験し、社会性の基礎となる「人と関わる楽しさ」を感じ、人との関わりをとおして集団の一員としての自信や誇りを獲得できる地域社会づくりを目指します。

### 【具体的な取り組み】

- 全小学校区（21校区）において放課後の安全な居場所を提供するため、児童館や放課後児童クラブの更なる充実を図るほか、待機児童のいる校区や放課後児童クラブのない校区においては、シルバー人材センター等と協働で公民館活動等を活用した新たな居場所づくりに取り組みます。（子育て支援課）
- 児童館等の支援員が公民館等へ出向き、地域における新たな子ども同士の交流の場を創出するほか、子ども食堂等の新たな子どもの居場所づくりを支援します。（子育て支援課）
- 中津人権擁護委員協議会との連携を図り、「人権の花」運動の活動をとおして、児童が花を育てることを通じて、協力すること、感謝することの大切さを学ぶとともに、命の尊さを感じ、思いやりの心を育む機会を支援します。（人権・同和対策課）
- 不登校や不登校傾向にある児童・生徒と保護者、学校の支援のため、適応指導教室（ふれあい学級）の取り組みを充実させるとともに、適応指導教室や小学校小規模特認校について保護者や学校に周知し、連携を図ります。（学校教育課）
- 放課後子ども教室（小学生チャレンジ教室、未来創生塾）については、地域の支援者により地域文化の継承や学習支援などを行うことにより、子ども同士の活動の促進や地域の教育連携を図ります。（生涯学習推進室）

## 推進する施策3 子育て世代・保護者の支援に努めます。



### 【現状と課題】

少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など地域社会の構造の変化から、妊婦や保護者の不安や負担感が大きくなっており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要となっています。

### 【目指す姿】

子どもは、社会に元気をくれる希望、そしてまちの未来をつくる原動力です。子どもの健やかな成長と子育て支援を推進するため、子どもを含む若者が将来に希望が叶えられるよう「みんなが子育てしたくなるまち」を目指します。

### 【具体的な取り組み】

- 市内8カ所にある各子育て支援センターの活動（イベント、出張ひろば、サークル活動支援、相談支援等）の充実と相互の連携強化を図るほか、スクールソーシャルワーカーや保育所等に在籍する保育コーディネーター、児童家庭支援センター等の関係機関との連携体制を構築します。（子育て支援課）
- ファミリー・サポート・センターやホームスタートの養成講座を開催し、地域における子育て支援ボランティアの増加を促します。（子育て支援課）
- 平成29年度より開設している「障がい者等基幹相談支援センター」で、「相談支援事業（療育）」として障がい児の保護者等を対象に保育・教育機関と連携を行い、日常生活や障がい福祉サービス等の利用について基本相談の随時受け付けを行います。（福祉支援課）
- 保育所等の待機児童対策に努めるとともに、保育所、認定こども園の整備、保育人材の確保及び保育の質の向上を図ります。（保育施設運営室）
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援体制の構築を図るため、関係機関との連絡調整を行いながら赤ちゃん訪問を通じて必要に応じ、教室や相談会などの参加を促し、保護者への支援を行います。（地域医療対策課）
- 家庭は教育の原点であり、すべての出発点であることから、家庭教育学級や校区子育て講座において、子育て世代への研修会や講演会、保護者同士の繋がりの場の提供などを行うことにより、今後の益々の家庭教育の充実を図ります。（生涯学習推進室）

## 推進する施策4 世代間交流の活動を支援します。



### 【現状と課題】

少子・高齢化により核家族世帯・単身世帯が増え、三世帯世帯が減少することで、家庭において高齢者による子育ての援助や高齢者による見守り機能が薄れています。また、都市化が進むことで、近所付き合いが少なくなり、地域で子どもを育てる機能や高齢者を見守る機能も薄れています。子育て支援や高齢者の社会的孤立防止のためにも、地域における世代を越えたつながりを再構築することが必要になっています。

### 【目指す姿】

世代間交流は、「異なる世代の人々が互いを育み、助け合うために協力すること」とされています。世代間交流によって子どもは高齢者から文化や知恵を伝承してもらい、高齢者は子育てに協力することで生きがいを見つけ、社会的孤立を防ぐことができます。また、災害や事件が起きた際は、地域住民同士の助け合いが必要不可欠です。いざというときや、困ったときに地域住民同士が円滑に助け合えるよう、地域での世代間交流の促進を目指します。

### 【具体的な取り組み】

- 保育園で行われる「お遊戯会」、「運動会」等の園行事を通じて、地域の高齢者と子供たちとの「三世帯交流」の支援を行います。（保育施設運営室）
- 地区集会所施設補修費の一部補助を行い、交流しやすい場の環境整備を支援し、地域のつながりづくりを支援します。（総務課）
- 住民交流の拠点である三保・鶴居文化センターを中心に、地域のボランティアグループ等と連携し、世代間交流のふれ合いの場として、伝統行事や祭り、スポーツ交流等の地域行事を通じて、地域住民や老人会、子どもたちとの交流活動機会の支援をします。また、サロン活動を通じて、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの支援を行います。（人権・同和対策課）
- 各校区や地区において、世代間や三世帯の交流事業を行うことにより、住民同士のコミュニケーションの確立や、健全な子どもを育てる地域づくりを図ります。（生涯学習推進室）
- サロン活動を行う寄り合いの場づくりを支援するため、地域サロン等の施設整備費の一部を補助します。（福祉政策課）

## 基本目標2 助け合い・支え合いのまちづくり

### 推進する施策1 ボランティア活動の推進を支援します。



#### 【現状と課題】

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させるためには地域全体の協働が必要です。地域での様々な福祉ニーズに対応するため、地域で活動する組織・団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどの役割が重要になります。より多くの住民との協働が図れるような体制づくりに取り組む必要があります。

#### 【目指す姿】

活力ある地域社会の実現のためには、住民一人ひとりが自発的な意思により、知恵や力を出し合い、地域で支え合いながら課題解決に取り組むことが求められます。ボランティア活動もその課題解決方法の一つであり、ボランティアに関する相談・支援などの環境整備を行い、ボランティア活動の活性化及び人財育成を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- ボランティア育成のため、各種のボランティア研修を開催します。  
(福祉政策課)
- 手話に対する理解及び手話の普及を図るため、事業者や子どもなどが身近に手話とふれ合い、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供します。(福祉支援課)
- 聴覚障がい者が日常生活の様々な場面で手話、要約筆記による意思疎通を行い、自立した生活を送るため通訳者の確保及び養成を行います。また、視覚障がい者についても同様に点訳ボランティア、音訳ボランティアの確保及び養成をおこないます。(福祉支援課)
- 住民型有償サービスがまだ無い地域での立上げに向け、地域での支え合い意識向上・啓発のため「支え合いスタッフ養成講座」を開催し、地区単位での講座・座談会・準備会等の働きかけを生活支援コーディネーターが行い、住民と共に住民型有償サービスの立上げに向けて努力します。(介護長寿課)
- 地域での担い手の育成として、人財バンク“あんさんく”登録者に対してのフォローアップ研修の開催や、地域活動への参加調整を生活支援コーディネーターがおこないます。(介護長寿課)

## ■ 推進する施策2 ひとり暮らしの高齢者等の生活支援に努めます。 ■



### 【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者の社会的孤立による孤立死や、買い物困難地域での買い物をはじめとした日常生活への支障が課題となっています。また、加齢に伴う判断能力の衰えによる日常生活への不安が懸念されます。

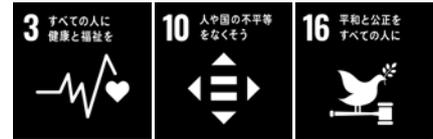
### 【目指す姿】

ひとり暮らしの高齢者等の支援の仕組みを拡充し、その推進を図ります。また、認知症の方の金銭管理や虐待への対応など、様々な問題を抱える人がいつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

### 【具体的な取り組み】

- 地域包括支援センターで、高齢者等地域住民の様々な心配ごとを受け付けます。また、介護予防・高齢者福祉サービスガイドブック等の配布により地域包括支援センターの周知に努めます。(介護長寿課)
- ひとり暮らし高齢者などに緊急通報電話を貸与することで、急病や健康面などの相談を行うための24時間365日対応可能な見守りを提供し、不安感の緩和に繋がります。(介護長寿課)
- ひとり暮らし高齢者の家庭に乳酸菌飲料の配達を通じて訪問し、高齢者の安否の確認及び孤独感の解消に努めます。(介護長寿課)
- 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心した暮らしを営むため、認知症の周知を行う必要があり、認知症サポーターの養成や活動支援に取り組めます。(介護長寿課)
- ひとり暮らしの高齢者等に対し、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。(介護長寿課・福祉支援課)
- 高齢者世帯に対する台所や火の取り扱い場所等における火災予防上の指導や、住宅用火災警報器の設置対策を実施します。(消防本部)

### ■ 推進する施策3 困った時に支え合う仕組みづくりに努めます。■



#### 【現状と課題】

住民一人ひとりの暮らしの問題解決は、行政の取り組みだけでは十分な役割を果たせません。地域住民が主体となって地域事情や課題などを意識して、できることから地域福祉活動を実践していくことが求められています。

#### 【目指す姿】

地域福祉活動を拡充する上で、地域住民の積極的な参加は欠かせません。住民一人ひとりが地域の担い手となるべく、これまで支援の受け手であった人も支え手になれるような相互に支え合う地域づくりを目指します。

#### 【具体的な取り組み】

- 地域福祉ネットワーク協議会の立上げ及び活動の継続のため、立上げ費、運営費助成を行います。（福祉政策課）
- 住民型有償サービスの立上げ及び活動の継続のため、立上げ費、運営費助成を行います。（福祉政策課）

## 基本目標3 人にやさしく、暮らしやすいまちづくり

### 推進する施策1 包括的な相談支援体制づくりに取り組みます。

#### 【現状と課題】



少子高齢化・核家族化が進む中、地域社会との関係が希薄な人が増え、生活の中での不安や困りごとを相談できる人がいない、どこに相談してよいかわからないという状況が地域福祉課題となっています。また、子ども・障がい・高齢他、各相談窓口はありますが、各々の対応となりがちで、複合的な課題を持った世帯への対応が進みづらい状況があります。

それは潜在的な福祉課題の増加につながり、早期発見・早期対応が困難な状況を生むことにもつながります。このような複合的な問題を、多機関で協働しながら重層的に支援するため、属性に関わらず、さまざまな相談を受け止め、対応できる体制を構築する必要があります。

#### 【目指す姿】

一人ひとりの命が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立した生活を継続していける社会づくりを推進します。

#### 【具体的な取り組み】

- 本人、世帯の属性に関わらず様々な相談を受け止める相談支援体制の構築に努めます。(福祉政策課)
- 地域で孤立しがちで社会参加が困難な人に対し、そのニーズを把握し、コーディネート・マッチングを行い、本人とその家族を含めた社会とのつながりづくりを支援します。(福祉政策課)
- 福祉課題を抱えているが、自らSOSが出せない本人とその家族をみつけ支援に繋げる働きかけを行います。(福祉政策課)
- 複合的な課題を抱えた人や世帯の支援のため、複数の関係機関との関係を作る調整の役割を担い、分野や年齢で分けない包括的な支援体制構築に努めます。(福祉政策課)
- 生活困窮者に対して必要な支援を行い、生活改善のサポートをします。(福祉政策課)
- 「就学支援制度・中津市奨学金制度」等の充実と制度の周知徹底を行います。(学校教育課)

## 推進する施策2 成年後見制度の利用促進に努めます。



### 【現状と課題】

認知症高齢者や親亡き後の障がい者などの増加が見込まれる中、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する成年後見制度の需要が高まっています。しかし、専門的に相談できる場所が少ないことや、制度のわかりにくさが課題となっており、後見人等の担い手となる人材育成や制度を運用する体制整備を図る必要があります。

### 【目指す姿】

加齢や障がいによる判断能力の低下などがあっても、誰もが、住み慣れた地域の中で、適切に成年後見制度などへつなぎ、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

### 【具体的な取り組み】

- 成年後見制度が必要な人を支援するため、制度の周知や関係機関が連携するための中核機関の機能強化を行います。(福祉政策課)
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人で、権利擁護の支援が必要な方を適切に成年後見制度につなぐことができるよう、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保します。(福祉支援課)
- 社会福祉協議会と連携した法人後見業務により利用者の財産管理や福祉サービス等の契約締結、医療施設の手続き、遺産分割協議支援等を行います。(福祉支援課)
- 後見人等の担い手となる市民後見人の育成に努めます。(介護長寿課)
- 市民の権利擁護の推進を図ることを目的とし、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が望ましい低所得の高齢者及び障がい者等に対し、成年後見制度における本人・親族申立ての費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進に努めます。(介護長寿課・福祉支援課)

## ■ 推進する施策3 障がい者福祉の推進に努めます。 ■



### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、それぞれのライフステージに切れ目のない支援が身近に受けられることが必要です。出生から、学齢期、就労とライフステージが移っても切れ目のない支援が受けられ、また、住まい、相談、日中活動の場の一体的な支援で、障がい者が地域で安心して暮らせるようなサポートが求められています。

### 【目指す姿】

障がい者の住み慣れた地域での安心した生活を保障するため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- 「中津市障がい者等基幹相談支援センター」にて、基本相談の随時受付を実施します。また、虐待に関する相談も24時間受付体制を継続します。  
(福祉支援課)
- 「障害者差別解消法」に関する講演会の開催やパンフレットの配布を行い、市民へ周知を図ります。(福祉支援課)
- 身体的かつ収入面等の補助要件に該当する障がい者のいる世帯が、段差等で在宅での生活に支障のある住宅を改造する費用の一部を助成します。  
(福祉支援課)
- 荒廃した生活環境にある障がい者の生活環境の改善・整備のための相談や指導を行い、住環境の整備を支援することにより、社会参加や自立の促進を図ります。(福祉支援課)
- 視覚障がい者で希望する人に、市報なかつの「点字市報」の発行を継続します。また、ボランティア団体であるアイメイト中津きさらぎ会が作成する「声の市報」は、希望者への配布とホームページへの掲載を継続します。さらに、公文書等におけるユニバーサルデザインフォントの使用を推進します。(秘書広報課)

## ■ 推進する施策4 ひきこもりの人の支援に取り組みます。 ■



### 【現状と課題】

ひきこもり状態にある人やその家族は、地域のつながりが希薄化する中で、地域がもつ課題解決力に頼ることもできず、従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の行政サービスでは対応が難しく、制度の狭間で社会から孤立していることが少なくありません。さらに、その実態や支援ニーズが十分に把握されていない状況にあり、属性によらない包括的な支援体制が必要とされています。

### 【目指す姿】

ひきこもり状態にある人やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、だれにとっても安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら時間をかけて寄り添う支援に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- ひきこもっている人やその家族の相談や個別訪問を行い、生活改善や就労のサポート等を行います。(福祉政策課)
- 家族交流会を開催してひきこもりの家族を持つ家庭の交流や情報交換の場をつくることにより、ひきこもり家庭の孤立化を防ぎます。(福祉政策課)
- ひきこもり支援事業についてのチラシやお知らせを配布し、事業の周知に努めます。(福祉政策課)

## 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

### 推進する施策1 防災の取り組みを推進します。



#### 【現状と課題】

近年の災害において、災害時要配慮者（高齢者や障がい者等）の犠牲が際立っており、災害における死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65%、令和2年7月豪雨では79%となっています。発災時に誰一人犠牲者を出さない災害対策のため、平時からの取り組みや避難のあり方について更なる取り組みが必要とされています。

#### 【目指す姿】

災害時に配慮が必要な「災害時要配慮者」や避難に支援が必要な「避難行動要支援者」をはじめ、すべての住民が災害発生時に安全に避難し、災害の犠牲となることを防止するため、平時から危機感を持った防災対策に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

- 災害時の避難行動要支援者支援のため、要支援者ごとに避難支援等を実施するため、避難先や避難支援実施者を定める個別避難計画の作成支援に取り組みます。（福祉政策課）
- 災害初動時の対策として迅速な情報伝達は重要であり、なかつメールの登録者増を図るほか、SNSの活用など情報伝達手段の充実に取り組みます。（防災危機管理課）
- 地域住民による任意の防災組織である自主防災組織は、全ての地域において立ち上げられているが、自主的かつ継続的な防災訓練が実施できていない組織が多いため、今後は、全ての地域において継続的に訓練を実施していけるように、活動の支援を強化し、防災訓練実施率の向上を図ります。（防災危機管理課）
- 校区単位で訪問月を決めて、消防職員や消防団員の巡回による高齢者宅の見守り活動及び住宅の防火診断を実施します。（消防本部）
- 地域で行われる防災訓練時に職員を派遣し、各種防災講習等の開催のサポートを行い、防災に関する意識の向上やスキルアップに努めます。（消防本部）

## ■ 推進する施策2 空き家対策に努めます。 ■



### 【現状と課題】

少子高齢化の進行・人口減少社会の進展等によって全国的に空き家が急増しています。空き家が発生し、老朽化が進むと、倒壊の危険、治安、景観の悪化や不動産価値の低下など周辺環境に多大な悪影響を及ぼす恐れがあり、地域社会の大きな問題となっています。

### 【目指す姿】

空き家の実態把握や利活用、危険空き家の撤去等に取り組み、地域の安全対策、治安、景観の悪化防止に努めます。

### 【具体的な取り組み】

- 管理不全な空き家の所有者には、助言や指導を行いながら、早めの対応ができるように情報提供や適正管理に向けた働きかけを行っていきます。(まちづくり推進課)
- 危険空き家の所有者等に対し、解体費の一部を補助します。(まちづくり推進課)
- 空き家の利活用に向けた取り組みを行っていきます。(まちづくり推進課)

## ■ 推進する施策3 バリアフリーの推進に努めます。 ■



### 【現状と課題】

人々が生活する上でのバリアには、「物質的なバリア」「意識上のバリア」「制度的なバリア」「文化・情報面のバリア」があると言われており、高齢者・障がい者等が快適に生活するためには、駅や歩道などの施設のバリアフリー化も重要ですが、周りの人からのちょっとした心づかいや手助けができる社会が求められています。

### 【目指す姿】

高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境改善のために公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリー化のための啓発活動を通して人々の意識改善と正しい理解を促進します。

### 【具体的な取り組み】

- 外出先で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の新規登録を促進し、子育てにやさしい環境づくりを進めます。(子育て支援課)
- 住宅の所有者等が子育て、三世帯同居又はバリアフリーのために行う改修工事に要する経費を市が補助することにより、子育て世帯の住環境の向上、三世帯同居による子育て及び世代間支援並びに高齢者の暮らしの安全確保に努めます。(子育て支援課・介護長寿課)
- 近年、自動車等による交通量が増えており、また、幅員が狭く歩道がない市道や水路が並列している危険な場所もあり、バリアフリーの推進、児童の通学路の安全対策が必要です。安全確保を主眼とした歩道の新設整備を行うなどして高齢者や児童等歩行者の安全を確保していきます。(建設政策課)
- 老朽化した市営住宅の建替えに伴って各居室のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者にとって良好な住環境を整備します。(建設政策課)
- 高齢者や障がい者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障するためノーマライゼーションの実現に向けた取り組みを推進します。また、人権研修会・学習会を積極的に開催し、心のバリアフリーの啓発に努めます。(人権・同和対策課)

## ■ 推進する施策4 生活環境（ごみ）問題解消に努めます。 ■



### 【現状と課題】

廃棄物の増加に伴い、ごみの減量化や資源化が求められています。地域社会においても住民の意識啓発により分別ルールの周知やごみ出しマナーの徹底等の住民一人ひとりが我がごととしてできる取り組みが必要です。

### 【目指す姿】

地域の循環型社会の形成に向けてごみの減量、資源化に努め、地域の生活環境の維持、改善を図ります。

### 【具体的な取り組み】

- ごみ・リサイクルミニ集会の継続的な開催をするほか、ごみ・資源カレンダー、市報、ホームページなどを活用して、ごみ分別や減量・資源化の方法をわかりやすく説明するなどの啓発活動を実施します。（清掃管理課）
- ごみ・資源カレンダー、ごみ・資源分別辞典は、点字や音声でわかる資料としても作成します。（清掃管理課）
- CO<sub>2</sub>（温室効果ガス）の削減に向け、燃やすごみの減量・資源化の推進に取り組めます。（清掃管理課）
- 指定ごみ袋は、「燃やすごみ」用の袋か、「燃えないごみ」用の袋か、触れたら判別できるものを作成します。（清掃管理課）

## 推進する施策5 防犯・再犯防止推進活動に努めます。



### 【現状と課題】

近年、少子高齢化に伴う家族の形態の変化や都市化の進行などにより、地域のつながりが希薄になっています。以前は犯罪を未然に防ぐ役割を担っていた地域の目が機能しにくくなっており、改めて地域の防犯意識の啓発と取り組みが求められています。また、国内において約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われており、犯罪や非行の繰り返しを防ぎ、新たな被害者が生まれないようにする再犯防止の取り組みも必要とされています。

### 【目指す姿】

市と地域住民が協力して安全で安心して生活することができる防犯・再犯防止のまちづくりを推進するための取り組みを行います。

### 【具体的な取り組み】

- 安心パトロール職員による児童生徒下校時見守り及び、放課後児童クラブ等への立ち寄り、金融機関やATMの警戒立ち寄り、各支所と連携した独居老人宅の見守り訪問、公園や公共施設内等の徒歩巡回等を行い、日頃から「見える、見せる」防犯活動を積極的に実施します。(市民安全課)
- 悪質商法等による契約上のトラブルや詐欺被害から地域住民を守るため、賢い消費者知識を得ることができる様々な啓発講座を開催します。(市民安全課)
- 地域の再犯防止の取り組みとして犯罪や非行の防止と立ち直りを支えるための取り組みを推進します。(市民安全課)
- 犯罪や非行の防止と更生に関する市民の理解を促進し、地域全体で立ち直りを支援するため、保護司会や矯正施設等の関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動に取り組みます。(市民安全課)

## ■ 推進する施策6 地域住民の移動・外出支援に取り組みます。 ■



### 【現状と課題】

高齢になっても障がいがあっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるためには「移動・外出」は欠かせません。通院や買い物等の日常的な移動・外出に困難を感じている人は、高齢者や障がい者を中心に増加しており、移動・外出を支援する施策が求められています。

### 【目指す姿】

個人が移動困難になる理由の一つではなく、様々な要因が絡み合っています。加齢や障がいによって体が不自由になれば一層複雑です。移動が困難になる要因や生活課題に着目して、移動・外出しやすい環境づくりを進めます。

### 【具体的な取り組み】

- 路線バスの路線維持に努めるほか、利用者の利便性を考慮したコミュニティバス路線の運営及び新たな交通手段の調査、研究を行い、地域の実情に合った交通手段の確保を目指します。(地域振興・広報課)
- 高齢者の運転免許証自主返納者バス・タクシー共通券交付事業を拡充します。(市民安全課)
- 収入や身体的状況により、交通手段が確保しづらい高齢者、重度障がい者に対して、タクシー利用券の交付による移動支援を行います。(福祉支援課・介護長寿課)
- 高齢者や障がいを持っている人の生活支援として食糧品や生活用品など宅配するサービスの充実を図ります。(耶馬溪支所・山国支所)

